

総 評

- 入国管理局から提示された平成27年9月から平成28年6月までにおいてすべての手続を完了した難民認定申請案件（合計250件）から任意に抽出した32件を検証した。資料及び記録の範囲内で判断する限りにおいては、明らかに不適切・不相当と断定できる案件は見当たらず、また、案件振分けに係る要件についても概ね妥当であると見受けられた。
- 難民認定申請の傾向を踏まえて適正性と効率性を共に追求しつつ不断の見直しを行っていくべき。

課題の指摘

（1）信ぴょう性及び難民該当性等の調査・確認

難民該当性のみならず国際的な保護を要する事情についても可能な限り遺漏なく把握すべく、難民認定申請の受付時やその後のインタビューでの情報収集を工夫すべきとの指摘があった。

（2）審査記録

インタビューにおいて迫害と条約上の理由との因果関係の有無を確実に聴取するなど、難民該当性に関する検討を確実にを行い、それを審査記録として残すべきとの指摘があった。

（3）出身国情報

最新かつ正確な出身国情報及び先例の一層積極的な収集・活用を図るとともに、特定の国籍・申立内容ごとにこれらを整理・類型化するよう努めるなど、審査の質の向上のために出身国情報の更なる充実が図られるべきとの指摘があった。

（4）複数回申請

複数回申請への対応として、前回申請からの変更及び追加点、前回申請時に主張しなかった理由を説明する機会を確実に提供し、さらに、脆弱性を抱えた申請者の複数回申請には十分な配慮を行うべきとの指摘があった。